

市の貸出軽トラックでの搬入禁止物 1

※搬入禁止物を持ち込んだ場合、持ち帰っていただきます

貸出終了時刻までに貸出軽トラックで持ち帰れない場合や、自分の自動車に積み戻して持ち帰れない場合、有料で業者に収集依頼していただきます

家庭生活と事業活動のどちらから生じても 市の貸出軽トラックでの搬入を禁止している品目

自動車やバイクのタイヤ 自動車用バッテリー ピアノ 耐火金庫 消火器 LPガスボンベ 大型の FRP（ガラス繊維強化プラスチック）製品 サーフボード ボウリングの玉石製の家具 太陽光パネル 太陽熱パネル 電気温水器 シニアカー 内燃機関付き機具（発電機、農機具） ビルトイン（組み込み式）の電気製品・設備・建具 農業用ビニール石膏 化学薬品（農薬含む） 引火性液体など

特定のルートでのリサイクルが法律で定められているもの

自動車及びその部品、バイク及びその部品、リサイクル家電（テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・乾燥機）

事業ごみ ※公共サービス、ボランティア団体など非営利活動より生じたものも含む

事業活動に伴って生じたものは全て該当、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類があります。それらは量が少なくても、外見や材質が家庭ごみと同じであっても、市の貸出軽トラックでの搬入はお断りしています。

事業ごみの適切な処理方法についてはクリーンセンターにお問い合わせください。

農業から生じたごみ（家庭菜園は除く）

農地登録された場所での農業から生じたごみ（草木・作物・農機具・小屋・柵など）は、営利の有無に関係なく事業ごみとなるので市の貸出軽トラックでの搬入はお断りしています。事業ごみの適切な処理方法についてはクリーンセンターにお問い合わせください。

ただし、農地以外の土地にある家庭菜園から生じたごみは販売などの営利活動をしていなければ家庭ごみなので貸出軽トラックで搬入することができます。

家庭生活中で使用しているが業務用に製造、または使用された機器

家庭生活中で使用しているが業務用に製造、または使用された機器は特殊な規格の場合、受入できない場合があります。

例) 家庭で使用する前にお店で使用していたことがある場合や、家庭で使用しているがタワータイプの業務用コピー機など特殊な規格である場合など。

市の貸出軽トラックでの搬入禁止物 2

工作物を解体した廃材（建築廃材）・建物に組み込まれていた設備
建物に組み込まれていた建具・がれき類

建築廃材・日曜大工の廃材	〔 建物の構造物【天井 壁 床 柱 屋根 基礎】 雨どい 柵 成型木材 トタン 波板
建物に組み込まれていた設備	
建物に組み込まれていた建具 がれき類	〔 洗面台 便器 浴槽 システムキッチン【組込式の食洗機・組込式の棚】 建物側に組み込まれていた窓枠・ガラス板 シャッター コンクリートブロック 土 砂利 砂 石 レンガ 瓦 タイル

※ 上記に該当するものは市の処理施設では処理できない量、材質である場合が多く、持ち帰りとなり貸出時間超過を引き起こして他の利用者に迷惑がかかるので、市の貸出軽トラックでの搬入はお断りしています。ただし、市の貸出軽トラック以外での家庭の個人の自己搬入（市の貸出軽トラックではない自分の車や民間のレンタカーによるもの）については、いくつかの条件を満たしていれば受入可能なものもあります。

下記の品目で制限量・制限数を超えるもの

建物に組み込まれていなかった建具・たたみ

（ドア 引き戸 雨戸 網戸 ガラス戸【枠付きのもの】 障子 ふすま）たたみ

制限数：建具：1日1回10枚まで たたみ：1日1回20枚まで

※建物側に組み込まれていた窓枠・枠の無いガラス板は受け入れ不可

ガラス・陶磁器類【工作物を解体した廃材（建築廃材）と建具を除く】

（ガラスの置物 皿 せともの 植木鉢 つぼ）

制限量：平日：1日1回350kg【軽トラ一杯程】まで 日曜日：1日1回10kgまで

※建物に組み込まれていたガラス板やそれを割ったものは受け入れ不可

適切な形状・状態に分別されていないもの

品目ごとに定められた適切な形状・状態に分別されていなければ受け入れできません。燃やすごみ・こわすごみ・埋めるごみ・資源物は30cm角以内、粗大ごみ・大型可燃ごみは1つあたり長さ180cm以内、縦横80cm以内が基本です（一部品目例外あり）

適切な形状・状態についての詳細は「ごみ出し便利帳」を参照してください。

日曜日の燃やすごみ

日曜日は可燃ピットが閉まっているので量の多少に関わらず燃やすごみは受け入れできません。燃やすごみは平日に持ち込んでください。